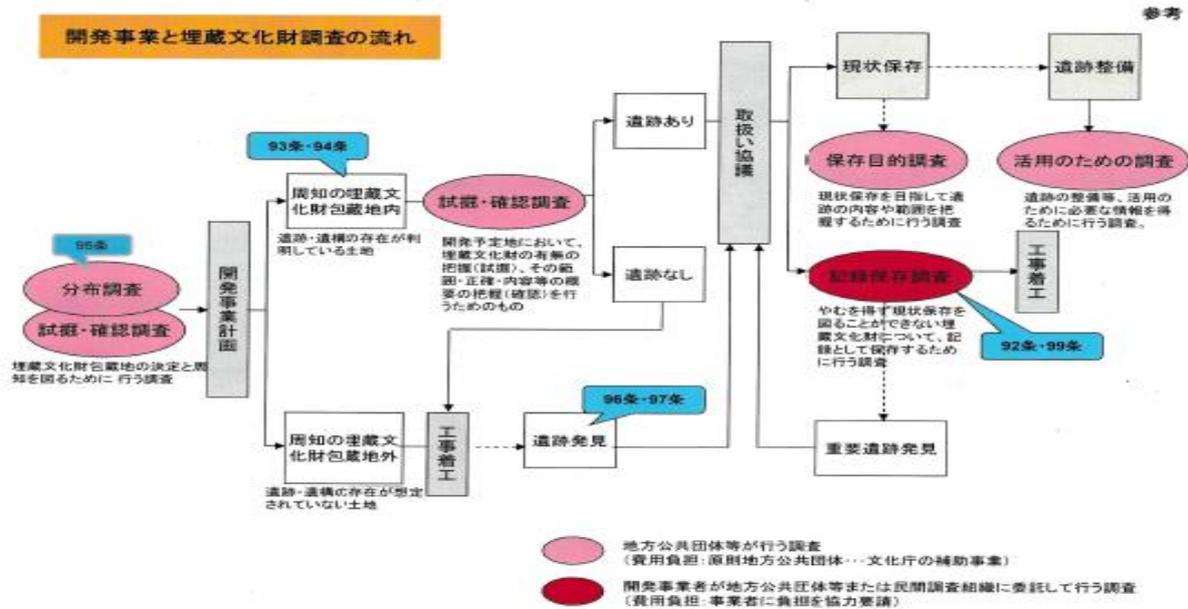


# 投稿 埋蔵文化財保護調査費用が計上されていません

投稿欄に昨年 11 月 26 日付けで「埋蔵文化財保護の問題 その後の誤魔化し」を投稿いたしました。その後、新しい事実が明らかになりましたので、報告させてください。

「平和の森公園を守る会」が情報公開請求して入手した日本設計作成の平和の森公園再整備 基本計画報告書（平成 28 年 3 月 31 日付）には多目的広場区域の概算工事費の明細として総工事費は 9 億 1 千 4 百万円ほどと発表されています。区民説明会では 2 億円とされていたから 4.57 倍に膨らんでいます。これも大問題ですが、報告したいのは、その工事費には埋蔵文化財の調査費用が全く計上されておらず、中野区は他目的広場地下の埋蔵文化財の保護調査を実施せずに多目的広場の工事を強行しようと企てているのではないかと、懸念されることです。



中野区は昨年 10 月 19 日の区民説明会で、当会が文化庁の埋蔵文化財部門 文化財調査官から入手し、区に手渡した上記の「開発事業と埋蔵文化財調査の流れ」を厳守し、文化財保護条例 92 条・99 条に基づき進めると言明しました。文化庁の「埋蔵文化財調査の流れ」は「周知の埋蔵文化財包蔵地内」ではまず「試掘・確認調査」を行い「遺跡あり」となった場合は「取り扱い協議」を行い、「92 条、99 条に基づき記録保存調査」を実施、記録を保存して、のちに「工事着工」となるものです。

工事を進める工程のなかで適時に調査するのではなく、試掘、記録保存調査をし、調査記録を保存したのちに「工事着工」となる—これが文化財保護法です。

左記の図面は平和の森公園の埋蔵文化財を調査した報告書をもとに作成しました。青く塗られた地域は調査完了地域です。少年スポーツ広場の圧倒的地域の調査は済んでいません。

中野区は調査費用を計上していません。区が区民に約束した埋蔵文化財調査を文化財保護法に基づいて実施する気があるのか、誤魔化すのか、区民は厳しく見守っていかねばならないと考えます。(沼袋 S.A)

